昭和九年

（月報番號第14號）

No. 140

小作爭議調査表

（昭和十年六月分）

項目	内容
場所	京都郡苅田町大字苅田字新開
關係人員	地主 村谷松久 外三名 小作人 森田喜代松 外十五名
地主關係團体	ナシ
原因	日本曹達株式会社の敷地として地主等は該地の賣買契約をなしたる処小作人等は何等交渉なく賣却するは不都合なりとし全農事務所の応援を得離作料を要求するも一蹴されたるに因る。
發生	昭和九年二月二日
終熄	昭和十年六月十日
關係地種類面積	田 三町九反歩
小作人關係團体	全農（総本部派）福岡縣聯合会
要求事項	離作料反当リ百円要求
經過	小作人は前記の如く争議部長佐藤為の應援に依り争議をなすと共に小作料の納入を関聯せしめたる（以下佐藤為より小作人単独交渉を依頼し又之を放任し居り小作人側は屡々地主と交渉したるも纏らず、 十年三月頃町長が解決に乗り出したる（以下全農顧問）藤井博士は同町の 土木請負業三原作平（日本曹達敷地工事請負人）に斡旋依頼したるを以て三原は個人的に話を進めたる結果下記條件にて解決す。
結果	一、小作人森田喜代松及同人弟孫市対地主村谷松久の分田四反三畝十五歩は未納小作米六俵五分並金八十円を棒引とし更に両名に対し金三十五円を手交し曹達会社敷地の中本年度不用の田地三反二畝を会社に交渉し本年度丈無料にて耕作せしめ更に同会社に交渉し反当金十五年作を稅議として提供する取計ふこと 二、其他の小作人は小作田を離るるも直に生計に困窮する者なきを以て 1. 地主側の態度強硬なる為め交渉打切りたるも地主肥田長松対小作人竹下浦平外五名

結果	備考
一、小作料に関しては本年は既に安河内健吉なる者植付を完了し居るを以て本年は其儘とし明年は従前通り安河内徳市に耕作せしむること 二、昭和九年度小作料は本年収穫後完納すること	

財團法人 協調會福岡出張所